

～9月は世界アルツハイマー月間です～ **問合せ先** 地域福祉課高齢者支援グループ (あいあい ☎84-3312)

認知症の人とその家族が安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症への理解を深め、認知症について考える機会として講座を開催します。

■ 認知症市民講座 ■

と き 9月21日(木)午後1時30分～3時	参加費 無料
ところ 市立図書館1階多目的室	申込方法 地域福祉課高齢者支援グループへ電話(☎84-3312)または直接(あいあい⑥番窓口)お申し込みください。
内 容 もの忘れについて～認知症を理解するために～	主 催 亀山市、一般社団法人亀山医師会
講 師 田中内科医院院長 田中 英樹さん(認知症サポート医)	
定 員 50人(先着順)	



年金だより

離婚時の年金分割と保険料の追納について

市民課医療年金グループ(☎84-5005)

日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

●離婚時の年金分割を請求できます!(請求は2年以内)

離婚等をした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を分割して、それぞれ自分の年金にする制度があります。

分割方法には「合意分割制度」と「3号分割制度」があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。

年金分割に関する相談・手続きは、津年金事務所へお問い合わせください。

※市役所では、相談・手続きはできませんのでご注意ください。

次の場合は、離婚時の年金分割の請求をすることができません。

- (1) 離婚等をした日の翌日から2年を経過している。
- (2) 離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している。

●国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。

そこで、免除などの承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されるので、追納していただくことをお勧めします。

追納する場合は、市民課医療年金グループまたは日本年金機構津年金事務所でお申し込みください。

※マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

ぽっかぽかの会 ランチトークのお誘い

9月のランチトーク

と き 9月11日(月)
午前10時～正午
内 容 重度知的障がいをと
なう自閉症の我が子との
コミュニケーション方法

11月のランチトーク

と き 11月13日(月)
午前10時～正午
内 容 杉の子特別支援学校各
学部での授業の様子と活動内容

共通事項

ところ 総合保健福祉センターあいあい
定 員 各回10人(先着順)
参加費 550円(会員)、1,000
円(非会員)(弁当代含む)
※弁当は持ち帰り
申込・問合せ先 ぽっかぽかの会
(浜野 ☎090-4791-3801、
FAX 83-4956、✉ pokkap
oka.no.kai@gmail.com)

囲碁をしませんか?

3歳～100歳過ぎの人まで、老若男女問わず集まり囲碁を楽しんでいます。夏休み中の小学生のお子さんも、ぜひ見学にお越しください。初心者の方も歓迎です。ルールから説明します。

と き 毎週月曜日、金曜日
午後1時～4時30分
ところ 老人福祉関センター
参加費 無料
申込・問合せ先 囲碁の会
(川合 ☎090-8458-2722)